

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、オンライン資格確認の仕組みを導入し、必要な診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。この体制により、医療情報取得加算として、初診時に1点、再診（3か月に1回）時に1点の診療報酬を算定いたします。

より正確な情報の取得と活用のため、マイナ保険証を利用したオンライン資格確認へのご理解・ご協力をお願いいたします。なお、健康保険証もこれまでどおりご利用いただけます。

詳しくは[厚生労働省のWebサイト](#)をご覧ください。

また、月に1回の保険証確認時には、保険証またはマイナンバーカードを1階総合受付の窓口へご提示ください。

受診の際は、マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、医師もそれらの情報に基づいた診療ができます。



マイナ受付対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法、それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが保険証として使えます。

- マイナンバーカードを保険証として使うと
- このステッカーが目印！

とっても簡単！



1 **来院**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

マイナ保険証

受診の際は毎回お持ちください

2 **本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証 or 暗証番号



3 同意の確認

診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします	(40歳以上対象)過去の情報を利用いたします
過去1年以内の診療・服薬情報などを利用させていただきます。この情報はあなたの診療や健康増進のために利用します。	過去10年以内の診療・服薬情報などを利用させていただきます。この情報はあなたの診療や健康増進のために利用します。
同意しない	同意しない・40歳未満
同意する	同意する

4 受付完了

診察までお待ちください。



カードを忘れずに！

どんないいことがあるの？

より良い医療が可能に！

本人が同意すれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある医療機関等でマイナ保険証を利用したとき、初診料等が低くなる！さらに、災害時にも利用可能！

自身の健康管理に役立つ！

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！

オンラインで医療費控除がより簡単に！

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



健康保険証としてずっと使える！

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。

※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

※高額療養費制度をご利用される方は、前掲の確認・選択をお願いします。